

■KRYPTONITEロック使用における盗難見舞金制度について■

この度は弊社取り扱いのKRYPTONITEロックをお買い求めいただき誠に有難うございます。
盗難見舞金制度にご加入頂いたお客様のバイクにKRYPTONITEロック施錠中に盗難が発生し、下記の規定・条件を満たす場合、盗難見舞金をお支払い致します。

■盗難見舞金制度のお申込み方法■

下記の『個人情報の取扱いに関するご案内』、『盗難見舞金支給規定』をよくお読みいただき、同意の上、弊社HPより盗難見舞金制度加入申込書をダウンロードいただき、必要事項を記入の上、ご購入時のレシートのコピーまたはインターネットでご購入時の注文書コピーを同封し、岡田商事株式会社 盗難見舞金制度 事務局（岡商株式会社）宛にご郵送ください。

■盗難が発生した場合の申請方法■

KRYPTONITEロック施錠中に盗難見舞金制度に登録した車両が盗難に遭われた場合、『盗難見舞金支給規定』の第3条をご確認の上、下記の連絡先までご連絡ください。

〈ご連絡・送付先〉

岡田商事株式会社 盗難見舞金制度 事務局（岡商株式会社）
105-0012
東京都港区芝大門1-3-7 7F
TEL 03-3459-8216

『個人情報の取扱いに関するご案内』

- 1 弊社は、弊社に定めるプライバシーポリシーに従い、お客様の個人情報を保護する手段を講じるものとします。
- 2 個人情報の利用目的について
 - ① 盗難見舞金制度の申し込みに係る引受、履行及び管理
 - ② 適正な見舞金の支払い
 - ③ 弊社が取り扱う商品およびサービスの案内、提供及び管理
 - ④ お問い合わせ、ご依頼等への対応
- 3 弊社は、盗難見舞金制度加入者の個人情報については、予めお客様の同意を得ないで、第三者に情報提供しません。但し、次に掲げる必要があり第三者に提供する場合はこの限りではありません。
 - ① 弊社が本サービスを提供する上で必要な範囲内で個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
 - ② その他、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）その他の法令で認められる場合
 - ③ 国の機関等に対して協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合上記目的のために提供・利用することに、ご同意いただけますようお願い申し上げます。
- 4 弊社は、弊社に対する個人情報のご提供、または弊社による個人情報の利用を拒否された場合、弊社の商品・サービス等をお客様にご提供できない場合があります。
- 5 お客様の情報は、盗難見舞金支給対象期間（ご加入後1年間）経過後、破棄致します。

『KRYPTONITEロック盗難見舞金制度の加入者様に対する 盗難見舞金支給規定』

岡田商事株式会社

（補償の概要）

第1条 岡田商事株式会社（以下弊社とします。）は、弊社の販売する下記のKRYPTONITEロックの購入者様が盗難見舞金制度加入申込書にご記入の原動機付自転車、自動二輪車*に対し、対象のKRYPTONITEロックを正しく取り付けられた状態で盗難に遭った場合、以下の盗難見舞金をお支払い致します。
*自転車、電動アシスト自転車、電動キックボードは対象外となります。

本規定における見舞金制度対象期間は、返送いただいた見舞金制度加入申込書の消印日の翌日午前0時から1年間とします。但し、消印日が読み取れない場合は、消印日＝受取日とします。
なお、盗難見舞金制度加入申込書に明記された車両1台の1回の事故につき、盗難された車両に複数KRYPTONITEロックを装着していた場合、いずれか高い金額を支払い致します。

KRYPTONITE ロック盗難見舞金制度対象品及び原動機付自転車、自動二輪車1台あたりの盗難見舞金

| セキュリティレベル | 盗難見舞金 |
|-----------|---------|
| 6～8 | ¥50,000 |
| 9～10 | ¥80,000 |

（加入者）

第2条 本規定における『加入者様』とは、弊社の販売する上記のKRYPTONITEロックを購入し、盗難見舞金制度加入申込書にご記入・ご送付いただく事によりお客様登録された方といたします。
商品の購入日（注文日）または納品日（ただし納品日が明記された納品書を添付のうえお申込みいただく場合に限り）から30日以内に加入申込書が投函されない場合は無効となります。

（盗難見舞金制度支払対象の条件）

第3条 盗難見舞金お支払いの対象となる条件は、以下のとおりです。

1. 原動機付自転車、自動二輪車が盗難されても、現場に破壊されたKRYPTONITEロックが現存する場合
自転車、電動アシスト自転車、電動キックボードは対象外となります
2. 警察署に盗難届が提出され、なおかつ引き続き30日以上盗難車両が発見できなかった場合
3. 警察の盗難証明書、盗難された原動機付自転車または自動二輪車のメインキー、破壊されたKRYPTONITEロック本体、車検証または登録証（車検証又は登録書が無い場合は廃車を証明するもの）が同時に提出できること

（盗難見舞金をお支払いしない場合）

第4条 次のような事由によって生じた車両の損害に対しては盗難見舞金をお支払い致しません。

1. 盗難見舞金を受け取る方の故意、重過失による損害
2. 戦争、天災、その他の変乱による損害
3. 国、または公共団体の公権力の行使等による損害
4. 施錠されていても、バイク等まるごとの盗難の場合
5. 日本国内以外での駐輪による盗難の場合
6. 放置禁止区域への駐輪、違法駐輪で盗難にあった場合
7. KRYPTONITEロック以外の箇所（車体など）が切断された場合

（車両を入れ替えた場合）

第5条 盗難見舞金制度対象期間中は車両の入れ替えが可能ですので、その際はお手数ですが弊社HPより「登録内容変更申請書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、岡田商事株式会社 盗難見舞金制度 事務局（岡商株式会社）宛にご郵送ください。

お問い合わせ先

岡田商事株式会社 盗難見舞金制度 事務局（岡商株式会社）
105-0012
東京都港区芝大門1-3-7 7F
TEL 03-3459-8216